

認定規則改訂について

改訂案	現行
<p>(申請条件) 《認定薬剤師》</p> <p>3. 申請時において、東京理科大学または本研究会が行うアカデミック・ディテーター養成プログラム <u>基礎薬学</u>コース、<u>論文吟味</u>コース、<u>処方提案</u>コース、<u>コミュニケーション</u>コースを受講している。<u>過去の研修受講記録は5年以内を有効とする(2027年から導入)。</u></p> <p>(経過措置) 2021年度までは、日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップの受講をもって、<u>論文吟味</u>コースを受講したとする。</p>	<p>(申請条件) 《認定薬剤師》</p> <p>3. 申請時において、東京理科大学または本研究会が行うアカデミック・ディテーター養成プログラム <u>A</u>コース、<u>B</u>コース、<u>C</u>コース、<u>D</u>コースを受講している。</p> <p>(経過措置) 2021年度までは、日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップの受講をもって、<u>D</u>コースを受講したとする。</p>
<p>《認定教育サポーター》</p> <p>3. 申請時において、東京理科大学または本研究会が主催するアカデミック・ディテーター養成プログラム <u>基礎薬学</u>コース、<u>処方提案</u>コース、<u>コミュニケーション</u>コース、<u>論文吟味</u>コースを受講している。<u>過去の研修受講記録は5年以内を有効とする(2027年から導入)。</u></p> <p>(経過措置) 2021年度までは、日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップの受講をもって、<u>論文吟味</u>コースを受講したとする。</p>	<p>《認定教育サポーター》</p> <p>3. 申請時において、東京理科大学または本研究会が主催するアカデミック・ディテーター養成プログラム <u>A</u>コース、<u>B</u>コース、<u>C</u>コース、<u>D</u>コースを受講している。</p> <p>(経過措置) 2021年度までは、日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップの受講をもって、<u>D</u>コースを受講したとする。</p>
<p>(申請方法) 《認定薬剤師》</p> <p>2. 薬剤師免許証の写し、アカデミック・ディテーター養成プログラム <u>基礎薬学</u>コース、<u>処方提案</u>コース、<u>コミュニケーション</u>コース、<u>論文吟味</u>コースの各修了</p>	<p>(申請方法) 《認定薬剤師》</p> <p>2. 薬剤師免許証の写し、アカデミック・ディテーター養成プログラム <u>A</u>コース、<u>B</u>コース、<u>C</u>コース、<u>D</u>コースの各修了証書の写し</p>

<p>証書の写し</p> <p>(経過措置) 2021 年度までの日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価 ワークショップ受講修了書、または東京理科大学薬学部が提供する臨床論文関連講座受講修了書は、<u>論文吟味</u> コースの受講証とみなす。</p> <p>3. 本制度が実施するディテリング試験合格証書の写し (2025 年度までは事務局で確認のため提出不要)</p>	<p>(経過措置) 2021 年度までの日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価 ワークショップ受講修了書、または東京理科大学薬学部が提供する臨床論文関連講座受講修了書は、<u>D</u> コースの受講証とみなす。</p> <p>3. 本制度が実施するディテリング試験合格証書の写し (2023 年度までは事務局で確認のため提出不要)</p>
<p>《認定教育サポーター》</p> <p>1. 日本アカデミック・ディテリング認定教育サポーター認定申請書 (申請書式 2)</p> <p>2. アカデミック・ディテラー養成プログラム <u>基礎薬学</u> コース、<u>論文吟味</u> コース、<u>処方提案</u> コース、<u>コミュニケーション</u> コースの各修了証書の写し</p> <p>(経過措置) 2021 年度までの日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップ受講修了書、または東京理科大学薬学部が提供する臨床論文関連講座受講修了書は<u>論文吟味</u> コースの受講証とみなす。</p> <p>3. 本制度が実施するディテリング試験合格証書の写し (2025 年度までは事務局で確認のため提出不要)</p> <p>4. 認定申請料 7,000 円</p> <p>5. <u>医師の教育サポーターは日本アカデミック・ディテリング認定教育サポーター (医師) と表記することが出来る。</u></p>	<p>《認定教育サポーター》</p> <p>1. 日本アカデミック・ディテリング認定教育サポーター認定申請書 (申請書式 2)</p> <p>2. アカデミック・ディテラー養成プログラム <u>A</u> コース、<u>B</u> コース、<u>C</u> コース、<u>D</u> コースの各修了証書の写し</p> <p>(経過措置) 2021 年度までの日本アプライド・セラピューティクス学会が主催する文献評価ワークショップ受講修了書、または東京理科大学薬学部が提供する臨床論文関連講座受講修了書は <u>D</u> コースの受講証とみなす。</p> <p>3. 本制度が実施するディテリング試験合格証書の写し (2023 年度までは事務局で確認のため提出不要)</p> <p>4. 認定申請料 7,000 円</p>
<p>(認定)</p> <p>第 8 条 認定部会は、申請条件および申請書類を総合的に審査し、申請者の日本アカデミック・ディテリング認定薬剤</p>	

<p>師/教育サポーターおよび認定指導者としての要件の適否を基盤整備委員会で判断、本研究会理事会に報告する。</p> <p>第 9 条 本研究会理事会は、基盤整備委員会の報告を受け、日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者の認定を行う。</p>	
<p>(更新)</p> <p>第 10 条 日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者の認定は、本研究会会員を継続しており、以下のすべてを満たすことを条件に 5 年ごとに更新する。認定更新時期は認定時から 5 年経過する前の更新申請手続き時に申請を行うこととする。<u>5 年後に更新手続きを行わない場合は資格失効とする。</u></p>	<p>(更新)</p> <p>第 8 条 日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者の認定は、本研究会会員を継続しており、以下のすべてを満たすことを条件に 5 年ごとに更新する。認定更新時期は認定時から 5 年経過する前の更新申請手続き時に申請を行うこととする。</p>
<p>(更新認定)</p> <p>第 11 条 認定部会は、更新条件および更新申請書類を総合的に審査し、申請者の日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者としての更新の要件の適否を基盤整備委員会で判断し、本研究会理事会に報告する。</p> <p>第 12 条 本研究会理事会は、基盤整備委員会の報告を受け、日本アカデミック・ディテリング認定薬剤師/教育サポーターおよび認定指導者の更新認定を行う。</p>	
<p>(改訂)</p> <p>2023 年 11 月 11 日施行 2024 年 11 月 9 日改訂</p>	<p>(改訂)</p> <p>2023 年 11 月 11 日施行</p>

